

## 決算関係書類等作成の留意点

～決算関係書類等とは

財産目録・貸借対照表・損益計算書・剰余金処分案又は損失処理案及び事業報告書をいう。

組合員等に、組合の1事業年度の活動状況、財産内容、経営成績等を報告するものであるため、作成にあたっては、「中小企業等協同組合会計基準」の作成様式に準拠、作成し、理解しやすい明瞭表示に努め、組合の状況判断を誤らせないように作成することがポイントである。

特に、事業報告書、財産目録については、作成洩れのないよう留意する。

### 事業報告書及び決算関係書類の作り方

#### (1) 事業報告書

～組合の事業年度内における活動状況等に関して組合員に報告する書類

\* 作成ポイント

- ①組合の事業活動の概況に関する事項
- ②組合の運営組織の状況に関する事項
- ③その他組合の状況に関する重要な事項

上記①～③を記載する。

- ④該当しない事項は記載の必要はなく、逆に組合として記載すべきと考えられる事項については追加して記載しても差し支えない。

#### (2) 財産目録

～組合の資産、負債の内容を詳細に表示し、資産と負債の差額を正味資産として表示するもの～

\* 作成ポイント

- ①棚卸表（決算整理項目一覧表）を活用、貸借対照表のように単に科目と金額とを記載しないこと。

#### (3) 貸借対照表

～一定時点における組合の財政状態を明らかにするもの～

\* 作成ポイント

- ①資産、負債及び純資産は、一定の基準に従って区分、配列、分類し記載すること。
- ②受取手形の割引高又は裏書譲渡高、保証債務等の偶発債務、債務の担保に供している資産等、組合の財政状態を判断するために重要な事項は、貸借対照表に注記すること。

#### (4) 損益計算書

～一事業年度における組合の経営成績を表示するもの～

\* 作成ポイント

- ①すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現利益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。（発生主義の原則）
- ②費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによって、その全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。（総額主義の原則）
- ③費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。（費用収益対応の原則）
- ④事業総利益金額（事業総損失金額）、事業利益金額（事業損失金額）、経常利益金額（経常損失金額）、税引前当期純利益金額（税引前当期純損失金額）、当期純利益金額（当期純損失金額）の5つの利益を表示する。

（注）損益計算書は、事業別損益計算書を行うのが原則であるが、次のような組合は、事業別損益計算書を省略し、一般的損益計算書を作成することができる。

- イ 会計取引の極めて少ない組合
- ロ 事業直接費、事業間接費及び一般管理費の区別が困難で、あまり重要性をもたない組合
- ハ 非経済事業のみ行っている組合
- ニ 小規模な経済事業を行っているが、その収益は僅かで大部分の収入は、賦課金収入である組合
- ホ 特定の経済事業を主として行っている組合

#### （5）剰余金処分案又は損失処理案

～決算によって算出された当期純利益金額若しくは、当期純損失金額に前期繰越剰余金若しくは前期繰越損失金を加減した金額を処分又は処理するもの～

\* 作成ポイント

- ①定款規定に従って剰余金処分又は損失処理を行うこと  
特に出資配当金及び利用分量配当金は、利益準備金、特別積立金及び教育情報費用繰越金の積立後に処分を行うこと